

議案第28号

西宮市教育委員会事務局処務規則及び西宮市立西宮養護学校学則の
一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会事務局処務規則及び西宮市立西宮養護学校学則の一部を改
正する規則を次のように制定する。

令和3年8月4日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会事務局処務規則及び西宮市立西宮養護学校学則の
一部を改正する規則

(西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会事務局処務規則(平成元年西宮市教育委員会規則第
10号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項第6号中「西宮養護学校」を「西宮支援学校」に改める。

(西宮市立西宮養護学校学則の一部改正)

第2条 西宮市立西宮養護学校学則(昭和34年西宮市教育委員会規則第1号)
の一部を次のように改正する。

題名中「西宮養護学校」を「西宮支援学校」に改める。

第1条中「西宮養護学校」を「西宮支援学校」に改める。

第2条中「を収容し」を「に対して」に改め、「及び」を「又は」に改め、
「学習上」の次に「又は生活上」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(助言又は援助)

第2条の2 学校においては、前条に規定する目的を実現するための教育を行なうほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の要請に応じて、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第13条中「を経て兵庫県教育委員会」を削る。

付 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

校名変更に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会事務局処務規則（第13編第1章 組織）

改 正 案	現 行
<p>(学校教育部)</p> <p>第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 特別支援教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育課における予算経理及びその他庶務に関すること。 (2) 特別支援教育の推進に関すること。 (3) 特別支援教育の研究や研修に関すること。 (4) 特別支援教育の相談に関すること。 (5) 就学支援に関すること。 (6) 西宮<u>支援</u>学校に関すること。 (7) 医療的ケアに関すること。 (8) こども未来センターとの連携に関すること（他課に属するものを除く。）。 <p>(略)</p>	<p>(学校教育部)</p> <p>第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 特別支援教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育課における予算経理及びその他庶務に関すること。 (2) 特別支援教育の推進に関すること。 (3) 特別支援教育の研究や研修に関すること。 (4) 特別支援教育の相談に関すること。 (5) 就学支援に関すること。 (6) 西宮<u>養護</u>学校に関すること。 (7) 医療的ケアに関すること。 (8) こども未来センターとの連携に関すること（他課に属するものを除く。）。 <p>(略)</p>

西宮市立西宮養護学校学則（第13編第2章 学校教育）

改 正 案	現 行
<p>第1章 総則 (総則)</p> <p>第1条 西宮市立西宮支援学校（以下「学校」という。）の学則については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の規定に基づき、西宮市に居住する肢体不自由の学齢児童、生徒及び高等学校生徒（以下「児童等」という。）<u>に対して</u>、小学校、中学校<u>又は</u>高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による<u>学習上又は生活上の困難</u>を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>（助言又は援助）</p> <p>第2条の2 学校においては、前条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の要請に応じて、<u>幼児、児童又は生徒の教育</u>に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（区域外就学の届出）</p> <p>第13条 前条第1項の規定に基づき入学の承諾を受けた児童等の保護者は、区域外就学届出書（様式第2号）に入学承諾書（様式第3号）を添えて、委員会に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p>第1章 総則 (総則)</p> <p>第1条 西宮市立西宮養護学校（以下「学校」という。）の学則については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の規定に基づき、西宮市に居住する肢体不自由の学齢児童、生徒及び高等学校生徒（以下「児童等」という。）を収容し、小学校、中学校<u>及び</u>高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>（略）</p> <p>（区域外就学の届出）</p> <p>第13条 前条第1項の規定に基づき入学の承諾を受けた児童等の保護者は、区域外就学届出書（様式第2号）に入学承諾書（様式第3号）を添えて、委員会<u>を経て</u>兵庫県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（略）</p>